

参議院議員通常選挙のお知らせ

7月29日(日)は参議院議員通常選挙の投票日です。これからの国政を決める重要な選挙です。みんなそろって投票しましょう。

○投票日

7月29日(日)午前7時から午後8時まで
投票する場所は、7月20日頃までに郵送する入場券(はがき)でお知らせします。

○投票できる方

日本国民で、昭和56年7月30日以前に生まれた方(公民権停止者は投票できません)
平成13年4月12日以後に都留市へ転入された方は、投票日に都留市の投票所では投票できません。ただし、転入前の市区町村の選挙管理委員会へ投票用紙を請求していただいたうえで、都留市で不在者投票をすることができます。

○不在者投票

投票日に投票することができない方は、不在者投票ができます。

期 間 7月12日(木)から7月28日(土)まで
(土・日曜日でもできます)

時 間 午前8時30分から午後8時まで

場 所 都留市役所1階ロビー

必要なもの 届いている場合は投票所入場券
(届いていなければ必要ありません)

その他 病院や老人ホームなどで県の指定を受けた施設に入院または入所されている方は、その施設で不在者投票ができます。

○投票の方法

- ・山梨県選出議員選挙(うすい黄色の紙に黒字で印刷された投票用紙)候補者の氏名を書きます。
- ・比例代表選出議員選挙(白色の紙に赤字で印刷された投票用紙)政党が届け出た名簿に載っている候補者の氏名または政党名を書きます。※県選出議員の候補者ではありません。

○選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見など(比例代表については名簿届出政党などの名称、政見、名簿登載者の氏名など)を掲載した選挙公報を、7月26日頃までに各世帯へ郵送します。

○開票

日 時 7月29日 午後9時から

場 所 谷村第一小学校体育館

問合先 都留市選挙管理委員会

☎(43)1111

Eメール senkan@city.tsuru.yamanashi.jp

Q&A 国民年金

再就職までの国民年金保険料は

Q 転職するため、私は5月26日で勤めていた会社を退職しました。新しい会社には9月1日から入社する事になっています。それまでの期間も国民年金の保険料を納めなくてはいけないのですか。

A 再就職までの期間も保険料を納める事になっています。

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方はすべて国民年金に加入する事になっています。このうち、厚生年金保険や共済組合などに加入している会社員や公務員の方については、第2号被保険者として自動的に国民年金に加入している取り扱いをしています。

あなたの場合、再就職の予定があるということですが、それまでの期間は厚生年金保険に加入していない期間ですので、第1号被保険者として国民年金に加入して保険料を納めなければいけません。加入の際には、会社を辞めた日のわかるもの(退職証明書または離職証明書など)と年金手帳、印鑑を持参して市民生活課年金担当の窓口へ種別変更届の手続きをしてください。

また、国民健康保険加入の手続きも同課国保担当と一緒にできます。なお、9月に再就職した時は新しい会社で交付された保険証と年金手帳と印鑑を持参して国民年金の喪失手続きをしてください。その場合、国民年金の保険料は5月26日に前の会社を退職したので、5月27日が喪失日になりますので5月から8月までの4カ月分の納付となります。すでに厚生年金保険の老齢年金や共済組合の退職年金を受けている場合には、国民年金への加入の必要はありません。